

和歌山信愛短期大学 F D ・ 教 学 I R 委 員 会 規 程

〔設置〕

第 1 条 和歌山信愛短期大学（以下「本学」という。）に F D ・ 教 学 I R 委 員 会（以下「委員会」という。）を置く。

〔目的〕

第 2 条 委員会は、本学の教育の質的向上に向けた、教育・学生支援に関するデータ収集・分析（インスティテューショナル・リサーチ（以下教学 I R という。）、全学的な教育支援施策の企画・開発および F D （ファカルティ・ディベロップメント）の推進と各学科の F D 活動の支援を行うことを目的とする。

〔事業〕

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- （1）教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案および関連する情報の収集と提供
- （2）教職員の研修、新任教員のオリエンテーション、講演会等の企画・実施・支援
- （3）教学 I R に係るデータの蓄積及び分析等に関すること。
- （4）F D の啓発活動（ニュース、活動報告書等の編集・発行）
- （5）その他、委員会の目的達成のために必要な事項

〔組織〕

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1）委員長 1 名
- （2）I R 担当 1 名
- （3）学長より依頼された委員

〔委員長〕

第 5 条 委員会の委員長は、教務部長がその任に当たり、委員会を統括する。

2 教務部長および I R 担当は、学長が指名する。

〔改廃〕

第 6 条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

〔雑則〕

第 7 条 この規程に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

この改正規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。